

# 元朝の財政と鈔

宮澤知之

〔抄録〕

元朝時代の財政の特徴の1つは鈔による運用部分が多いことである。本稿は鈔に着目して元財政の推移を検討する。元朝では江南併合後4度の幣制改革があり、そのたびに上位の鈔が変更になった。しかし財政は至大幣制以外は中統鈔で運用された。幣制改革のたびに変更される中統鈔の価値を錢または銀で換算して各時代を比較すると、財政にシめる鈔の比重の傾向的低下が判明し、また元朝財政の時期区分が可能になる。

キーワード 元朝、財政、中統鈔、塩課、銀

## 緒言

元朝財政は、一国内の南北で異なる税制、ほぼ鈔のみの通貨政策、投下領の存在と歳賜、海運糧の開始など、それ以前の中国王朝と比べて特色ある制度のもとで運営されている。研究の対象としても元朝の個性が強く現れる側面がとりあげられることが多かった。本稿も元朝財政の大きな特色である鈔にもとづいて元朝財政の展開の一端を論じるものである。このテーマはこれまでもかなり取り上げられてきたが、財政と鈔の関係という点から言えば、検討の余地が多く残されているように思われる。

## 第1章 元朝の財政統計と基準鈔

財政全体の歳出入やその変遷については、田山茂が『元史』等に残された財政資料を集成して見取り図を描いたものがある<sup>(1)</sup>。表1は、田山の集成した統計とは別に元朝の歳入の概要のわかる史料を再整理してまとめたものである。鈔の価値をあらゆる単位は錠に統一した(1錠=50貫(両))。表1の至元21年(1284)と大徳11年(1307)の下の線は、幣制改革のあったことをしめす。比較のため表2北宋歳入の推移を載せる。

元朝の会計はもともと、『元史』巻93、食貨志の天曆元年(1328)の各種統計に見えるように、収入項目別の統計であるが、財政全体を概括するとき、しばしば収入項目別でなく財貨別

表1 元朝歳入の推移

	金(錠)	銀(錠)	鈔(錠)	絹帛(匹)	糸(斤)	綿(斤)	糧(石)	鈔本(錠)	
至元21			932,600						元史205盧世榮伝
至元29			2,978,305						元史17至元29年10月癸丑
元貞1	293	3,032	3,036,973	749,811	491,147	22,486			元典章9 恢辦錢糧增虧賞罰
大徳2	380	1,200	3,600,000				1,000,000		元史19大徳2年2月丙子
大徳11			4,000,000						元史22大徳11年9月己丑
天曆1	526	1,552	9,408,978	350,530	1,098,843	72,015			元史93・94食貨志
天曆2	327	1,169	9,297,800	407,500	884,450	70,645	10,960,053		元史33天曆2年是歳
未詳							12,114,708		元史93食貨志、王圻統通考2

①未詳欄の糧は、『元史』食貨志、王圻『統文獻通考』巻2、田賦考ともに繫年せず。

②大徳2年の鈔本は至元鈔で20万錠とあるので中統鈔に折して1,000,000錠。

③天曆元年の鈔は、各種課鈔の合計である。

④王圻『統文獻通考』巻22に、歳入鈔合計9,676,158錠の記録がある。

表2 北宋歳入の推移

	銀(両)	銭(貫)	絹帛(匹)	糸綿(斤)	糧(石)	草(開)	その他
天禧5	1021	2653万	1456万	2316万	2983万	3000万	3611万
嘉祐	1056-63	3682万	875万		2694万	2940万	
熙寧10	1077	6万	7300万	267万	586万	1678万	320万
元祐1	1086	4848万	151万		2445万	799万	

宮澤『宋代中国の国家と経済』p.46, p.56から作成。

にまとめられた。それは前後の宋・明と同様、使用価値にもとづく財務運営がなされたからである。国家財政は最終的には、どの財貨をどれほど国庫に收取し、どの財貨をどの部門で支出し、そのためにどのように必要な方面に分配したかが重要である。

元の財政収入で北宋財政と異なる点は、馬草のないこと、絹帛や糧米が比較的少ないこと、貨幣収入が極めて多く、しかも時代とともに段階的に増大することである。元朝の馬草の調達には、塩折草とよばれる市糶で行われる。これは京畿において5月に河間塩を支給し秋成のとき塩数に応じて在京馬草を納入させるものである。塩2斤が馬草1束(重量10斤)に換算される。歳用800万束を調達するのに河間塩4引(1引は400斤)が用いられた<sup>(2)</sup>。塩引が支払手段として用いられており、塩法と市糶がリンクするが、塩引は、「河間塩」「市糶馬草」に限定されるように普遍的な用途を持つわけでないので紙幣でないことはもちろん代用貨幣でもない。絹帛は宋では100万に及ぶ軍服の材料として重要である。元の軍隊の場合、その需要が宋より少ないという事情と関係しているだろう。

政府発行の貨幣すなわち鈔の占める割合が非常に大きいことは、元朝財政の際立った特徴である。とくに財政統計を活用して元朝財政の特徴を捉えようとすれば鈔の問題は避けて通れない。元の鈔については、前田直典をはじめこれまた多くの研究があるが、発行額が巨大で時と共に減価を引き起こしたことはよく知られた事実であるけれども、鈔と財政の関係については、重要な問題が残されているように思われる。

というのは、財政統計は例えば『元史』巻93、食貨志、税糧、江南三省天曆元年(1328)夏税鈔数に「中統鈔〇〇錠」とあるように、鈔の種類を明記するものもあるが、大抵の場合、自明のことであるためか、どの鈔による統計であるのか明記しないのが普通であるからである。だが研究史をふりかえると、統計に現れる鈔額がどの種類の鈔によるものかという点について必ずしも十分に意識されてこなかったようである。

元朝の幣制は、当初の地域的に分裂した雑種幣制を統一的な幣制に改革した中統元年(1260)以後、鈔の価値下落に対応して、至元24年(1287)、至大2年(1309)、至大4年(1311)、至正10年(1350)に改革され、そのつど上位におかれる鈔が変更された。しかし民間では上位の鈔が変更されても、元朝を通じて中統鈔で貨幣計算されていた<sup>(3)</sup>。では国家財政ではどうだろうか。いったいどの鈔を基準として運営したのか、確認しておく必要があるだろう<sup>(4)</sup>。

最初に元朝の幣制の変遷を表示し、その内容を簡単にまとめ、その上で財政統計がどの鈔によって表示されたかを示す記事、あるいは個別の財務を処理する鈔の種類を明記した具体例を列挙する。各幣制の具体的な内容と変遷は、雑種幣制を除いていちいち注記しないが、前田直典<sup>(5)</sup>・高橋弘臣<sup>(6)</sup>・宮澤<sup>(7)</sup>の論考を参照する。

### 雑種幣制時期 中統以前

中統鈔発行以前、華北では歴代の銅銭のほか、銀・糸をはじめとする各種の実物貨幣が使われ、さらに中央政府・地方勢力が銀や糸を本とする鈔を発行したことは周知の通りである<sup>(8)</sup>。地方勢力が発行する鈔は「境を出づるを得ず」<sup>(9)</sup>と言われるほど通行範囲が狭く、中央政府の発行する鈔も額の少ないことから、広範にわたる地域で十分流通していたとは思われない<sup>(10)</sup>。このような各種実物貨幣、地域ごとの鈔が出まわる幣制を本稿では雑種幣制と称している。なお雑種幣制のもとでは地域によって貨幣計算の基準が異なった可能性があるが、中央政府について言えば銀を基準に銀の重量で計算した。現在知られている中統以前の鈔には以下のものがある。

1227年、山東博州（何実）の糸を本とする会子（『元史』巻150、何実伝）

1236年、太宗、交鈔1万錠（『元史』巻146、耶律楚材伝）

1236年、真定（莊聖太后）の銀と相権する鈔（『元史』巻147、史楫伝）

1252年以降、河南（史天沢）の鈔（『国朝名臣事略』巻7、丞相史忠武王）

1253年、京兆（フビライ）の交鈔（『国朝名臣事略』巻11、参政商文定公、『元史』巻159、商挺伝）

1253年、憲宗、交鈔（『元史』巻4、憲宗癸丑歳夏）、宝鈔（『元史』巻123、布智児伝）

### 中統幣制時期 中統元年（1260）10月～至元24年（1287）3月

中統元宝交鈔（中統鈔）1貫＝（銭1貫）＝（銀1/2両）

中統元年（1260）、中統鈔を発行する直前、交鈔（糸鈔）を発行した。さらに中統鈔と同時に中統銀貨なる絹製の貨幣を発行するはずであった<sup>(11)</sup>。交鈔（糸鈔）と中統銀貨はそれぞれ、糸・銀を本とする紙製・絹製の貨幣であり、華北では糸・銀が流通していた状況に対応して創出されたものである。ところが糸鈔は継続して発行された形跡がなく、中統銀貨は実現しなかった。糸・銀を本とする鈔が脱落し、結局銭を本とする中統鈔だけに絞られた。ただし中統鈔の本とし、中統鈔と等価にすることを予定した銭は発行されなかったに等しい。現在中統元宝なる小平の銅銭が残っているが、残存量が非常に少ないから、中統鈔とセットになった銭としては不十分であり、通用銭ではなかった<sup>(12)</sup>。

しかし華北に財政的基盤をおく以上、当時、もっとも普遍的な通用力をもつ銀の意義は大きかった。こうして中統鈔は、鈔面に発行を予定した銅銭を描き、銭の貨幣単位をもちながら、銀の重量単位を貨幣単位として計算する二重の貨幣単位をもつ鈔となった。中統4年、つまり鈔発行の3年後、金銀の私売買を禁止した。そのため金銀と鈔との関係を決めるのは国庫に回収するときの価格だけとなった。従って金銀は鈔法上では流通手段として機能しないはずだが、実際には商税や塩法のように銀で運営する財政部門がある以上、民間でも流通手段としての銀は存在したと思われる。なお至元21年、金銀の私売買は解禁された。金銀の流通手段の機能

が公認されたことによって、金銀とくに銀と鈔のレートが市場にもとづいて形成されることになった。

【a】王惲『秋澗先生大全集』巻80、中堂事記上、中統2年2月5日丁酉、  
時鈔法初行、……所納酒醋稅塩引等課程・大小一切差發、一以元寶為則。

酒醋稅塩引等課程・大小一切の差發は、「一に元寶を以て則と為す」こととした。これはすべて中統鈔で納入することにしたのか、計算の基準としたのか、文言からははっきりしない。後述するように実際に中統鈔が財務計算の基準でない場合が、塩法や商税にある。「一以元寶為則」という原則は貫徹せず、銀で財務管理したり、徴税したりすることがあった。

【b】『大元馬政記』中統2年11月15日、  
若有堪中騎坐者、每五疋馬價課銀一定和買。  
中統鈔發行の1年後のこと、馬が銀で価格表示し和買されている。

【c】『元史』巻5、中統3年7月戊午、  
勅、私市金銀、應支錢物、止以鈔為準。  
中統3年(1262)、民間の金銀交易で支払い手段にもちいる錢物は鈔を基準としたことを示す。南宋併合前の華北でよく用いられた貨幣は銀と糸と金朝以来の銅錢である。中統鈔發行のとき金銀の私売買は禁じられたが、この勅は、金・銀を錢・物で交易する実態のあることを示している。おそらくここでは民間の金銀の私買の禁止と、錢物による価格表示・計算から鈔による表示・計算への移行を、政府が促したのであろう。

【d】『元典章』巻26、戸部、賦役、物價、月申諸物價直、  
中統五年、欽奉詔書内一款、雨沢分数、諸物價以鈔為則、毎月一次申部。  
中統5年(1264)、民間の物價を中統鈔で表示して戸部に報告せよとしたものである。あらためて鈔による表示を指示するから、民間の物價に銀による表示がまだ残っていたのだろう。

【e-1】『元史』巻94、食貨志、塩法、  
太宗庚寅年、始行塩法、每塩一引重四百斤、其價銀一十兩。世祖中統二年、減銀為七兩。  
至元十三年既取宋、而江南之塩所入尤広、每引改為中統鈔九貫。  
塩引は庚寅年(1230)と中統2年は銀で表示し、南宋を併合した至元13年(1276)は中統鈔で表示する。従って中統鈔發行年の中統元年は銀で表示されたことになる。塩引価格の表示を銀から中統鈔に変更したのが至元13年江南を征服したときか、それ以前かはこの記事だけでは判断できない。

【e-2】『元史』巻94、食貨志、塩法、河東之塩、  
(中統)三年、以太原民戸自煎小塩、歲辦課銀一百五十錠。五年、又増小塩課銀為二百五十錠。……(至元)十年、命撈塩戸九百八十餘、每丁撈塩一石、給工價鈔五錢。歲辦塩六万四千引、計中統鈔一万一千五百二十錠。  
中統3年と5年に太原民戸の自煎塩の歳課を銀で定め、至元10年解塩の生産にたずさわる

撈塩戸の歳課額を中統鈔で表記する。中統幣制の期間、華北で歳額が銀から中統鈔に変わった例と思われる。

【e-3】『元史』卷94、食貨志、塩法、河間之塩、

（中統）四年、改滄清深塩提領所為轉運司。是年、辦銀七千六十五錠・米三万三千三百餘石。

【e-4】魏初『青崖集』卷4、奏議、

（至元十年）六月二十一日。……河間每袋重四百五十斤、価鈔一十四兩一錢一分四釐。山東每袋重四百五十斤、価鈔一十二兩六錢六分二釐。大都每引重四百斤、正該鈔一十六兩三錢、又利祿錢七錢、每引通計鈔一十七兩。比山東・河間、斤重少五十斤、価鈔比河間多二兩八錢八分六釐。

【e-5】『元史』卷94、食貨志、塩法、山東之塩、

中統元年、歳辦銀二千五百錠。三年、……是歳、辦銀三千三百錠。至元二年、改立山東轉運司、辦課銀四千六百錠一十九兩。……（至元）十八年、増竈戸七百、又増塩為一十六万五千四百八十七引、竈戸工本錢亦増為中統鈔三貫。

【e-3】【e-4】の河間塩の2つの記事をあわせると、河間塩は中統4年の歳課は銀で徴収し、至元10年の每袋価鈔は中統鈔で表示する。南宋併合以前、中統5年以後至元10年までの間で河間塩は中統鈔表示にかわった。【e-4】【e-5】をあわせると、山東塩は中統元年・2年・至元2年歳辦は銀、至元10年每袋価鈔と18年工本錢は中統鈔表示である<sup>(13)</sup>。各地の塩法に関わる表記が同時に銀から中統鈔に切り替わったとすると、至元3年から至元9年の間であることが推定できる。

【f】『大元馬政記』至元12年4月、

漣水州設站、拋買馬価錢、拋於各処係官錢内支付。於不以是何戸計内和買、如軍戸内有自願売者、官支価錢鈔三十兩、隨即給付。

馬の和買価が鈔で表示される。

【g】『元史』卷94、食貨志、茶法、

（至元）十三年、定長引短引之法、以三分取一。長引每引計茶一百二十斤、收鈔五錢四分二釐八毫。短引計茶九十斤、收鈔四錢二分八毫。是歳、徴一千二百餘錠。

至元13年（1276）江南で茶法を制定した時、年間徴収額を中統鈔で表示する。それ以前至元5年四川で榷茶法を実施したが、歳額等財務計算が何によってなされたかは不明である<sup>(14)</sup>。

【h】『元史』卷94、食貨志、商税、

至元七年、遂定三十分取一之制、以銀四万五千錠為額、有溢額者別作増餘。

至元7年（1270）商税の歳額は銀で定める<sup>(15)</sup>。

**第1次至元幣制時期** 至元24年(1287)3月～至大2年(1309)9月

至元通行宝鈔(至元鈔)1貫＝中統鈔5貫＝(錢1貫)＝(金1/15兩)＝(銀1/2兩)

中統鈔の発行を停止し、また金銀の私売買を禁止した。幣制改革前の短期間、至元通宝を鑄造発行したように<sup>(16)</sup>、また至元鈔1貫のデザインに銅錢1貫が描かれたように<sup>(17)</sup>、至元鈔1貫と銅錢1貫は等価とみなされた。大徳8年(1304)までの期間、金銀の私売買は禁止されていたから公的に金銀が流通手段でなかったことは中統幣制時期と同様である<sup>(18)</sup>。

**[i]**『元史』巻14、至元24年3月甲午、

更造至元宝鈔頒行天下、中統鈔通行如故。以至元宝鈔一貫文当中統交鈔五貫文、子母相權、要在新者無冗、旧者無廢。凡歲賜・周乏・餉軍、皆以中統鈔為準。

至元鈔を頒行した至元24年(1287)、歳賜・周乏・餉軍は中統鈔を基準とする。

**[j]**『通制条格』巻14、倉庫、錢糧去零、

至元二十五年九月、……戸部照得、凡有収支、中統宝鈔積算到總数、若至伍釐収作壹分、伍釐以下削去。如至元宝鈔、若至伍釐収作壹釐、伍毫以下除去。

至元鈔を發行して二年目、官庁での収支の計算を中統鈔でする例である。

**[k]**『大元馬政記』至元26年7月10日、和買馬疋事について、

本部(兵部)打勘備細開坐呈省(尚書省)。一、和買馬疋去処、并放支鈔数、計至元鈔一万錠。……一、馬疋価直、中統鈔為則。駟馬每疋、上等五錠、中等四錠、下等三錠。

馬疋の和買価格は、中統鈔で表示し、至元鈔で支払うことが明記される。

**[l]**『元典章』巻21、戸部、支、錢糧数目以零就整、

大徳十一年正月、……戸部呈、中統宝鈔以貫為兩、以十分為分、已下別無厘鈔。至元宝鈔、貫至五貫為止、子母相權、通行流轉。今照得、各道宣慰司・隨路官府・各衙門申開、遇有収支、多係中統宝鈔、往往照依物価、分例扣算、至有分以下厘毛糸忽微塵、不惟紊繁、實是虛文而已。擬自今後凡有収支物、折中統鈔積算到總数、若至五厘収作一分、五厘以下削去、如至元宝鈔、若至五毛収作一厘、五毛以下亦以去。

大徳11年(1307)、地方官府の会計は中統鈔で行うことが多いとする。ただし**[j]**と同様、「如至元宝鈔……」の文言があり、場合によっては至元鈔で計算することもあったようだ。

**[m]**『元史』巻22、至大元年11月庚申、

增官吏俸、以至元鈔依中統鈔数給之、止其禄米、歲該四十万石。

至大元年(1308)官俸のうち鈔支給分を中統鈔で計算し額面を変えずに至元鈔で支給し、禄米を廃止したという。鈔支給分は実質5倍の引き上げであるが、翌至大2年の幣制改革で至元鈔は5分の1に切り下げられるほど、当時至元鈔の価値下落は進行していた。

**[n]**『元典章』巻22、戸部、課程、雜課、和買諸物稅錢、

至大二年五月、袁州路奉江西行省筭付、近為吉州路・臨江二路、將大徳十年收到和買木綿稅鈔、依正課結解事。移准中書省咨該、大徳十年和買木綿布疋、吉州路收到稅錢中統

鈔二百六十三定一兩二錢一分、既於各月正課内結解、年終作数考較、失収布稅四十六定二十八兩五錢一分。亦着落。……送拋戶部呈、議得、凡官司和買官物、難同客商人等私相買賣、合該稅錢、另項作数起解。

至大2年（1309）9月の至大幣制改革の少し前、和買時の稅錢を中統鈔で會計する実例である。

【o】『元史』卷23、至大2年9月己亥、

尚書省臣言、今国用需中統鈔五百万錠、前者嘗借支鈔本至千六十万三千一百餘錠、今乞罷中統鈔、以至大銀鈔為母、至元鈔為子、仍撥至元鈔本百万錠、以給国用。

至大鈔に切り換える直前、財政が中統鈔で運営することを明示する。

【i】から【o】まで第1次至元幣制の時期にあたり、中統鈔は通用するが、発行は停止されていた。年とともに中統鈔の流通は減少したであろう。従ってこれらの事例は、中統鈔を出納するのでなく、中統鈔を基準に財務処理を行うことを示している。

**至大幣制時期** 至大2年（1309）9月～至大4年（1311）4月

至大銀鈔（至大鈔）1兩＝至元鈔5貫＝（中統鈔25貫）＝錢1貫＝（金1錢）＝（銀1兩）

中統鈔の発行を停止し、至大通宝・大元通宝を発行した。平準行用庫でのみ至大銀鈔と金銀が交換できる。一方で金銀の私売買を禁止するから、事実上金銀を平準行用庫に売るだけの交換レートにすぎず、制度上、金銀から流通手段としての機能を奪った<sup>(19)</sup>。中統鈔は廃止されたが、民間では貨幣計算を行う鈔であり続けた。

【p】『元史』卷23、至大3年1月乙未、

定稅課法。諸色課程、並係大德十一年考較、定旧額・元増、総為正額、折至元鈔作数。

至大幣制施行にあたって、諸色課程の正額を中統鈔から至元鈔に折することになった。

【q】『元史』卷94、食貨志、商稅、

（至元）二十二年、又増商稅、契本每一道為中統鈔三錢。……至大三年、契本一道復増作至元鈔三錢。

至元22年中統幣制下で決められた契本の代金中統鈔3錢が、至大3年至元鈔3錢に変更された。『元史』は「又た商稅を増す」というが中統鈔は中統元年の1/25に減価、至元鈔も1/5に減価したので至元鈔3錢の実質は1/5に減価した状態にあり、第1次至元幣制での中統鈔3錢と同じである。

**第2次至元幣制時期** 至大4年（1311）4月～至正10年（1350）11月

至元鈔1貫＝中統鈔5貫＝金2分＝銀2錢

中統鈔を発行し、銅錢の使用を禁止し、金銀の私売買を解禁した。至元鈔1貫＝銀2錢のレートは、皇慶元年（1312）2月に制定した。それ以前は至元鈔1貫＝銀2.5錢である<sup>(20)</sup>。つ



まり至元鈔1貫=銀2銭のレートであった至大幣制を廃止した至大4年4月に、至元鈔の対銀比価を少し高めの至元鈔1貫=銀2.5銭に変更し、皇慶元年2月に至大幣制と同じ比価にもどしたのである。至元鈔の対銀比価の同一性から、第2次至元幣制は至大幣制から至大銀鈔と銅銭を取り除いた改革であることが分かる。至大幣制時期に決められた銅銭と鈔のレートは制度的には消滅したが、民間に大量に放出された銅銭(至大通宝と歴代銭)を加えると次のようになる。

至元鈔5貫=中統鈔25貫=(銭1貫)=金1銭=銀1両。

なお第2次至元幣制時期、金銀の私買売が解禁されたため、鈔と銀の固定の関係は消滅し変動するようになった。政府は財政上、鈔銀関係を固定していたが、一時市場の鈔銀関係の変動にあわせて、中統鈔40貫=銀1両としたこともあった。延祐7年(1320)から至治(1321-1323)にかけてのことである。こののちまた中統鈔25貫=銀1両にもどした<sup>(21)</sup>。至正年間にはいると民間市場の鈔価は急落したと思われるが、その事態に対処して公定の鈔銀レートをどうしたかは不明である。

【r】『元典章』卷20、戸部、鈔法、住罷銀鈔銅銭使中統鈔(十三条)至大4年4月、

一、中統鈔廢罷雖久、民間物価、每以為准。有司依旧印造、与至元鈔、子母並行、以便民間。凡官司出納・百姓交易、並計中統鈔。

至大4年(1311)4月、至大幣制を廃止し至元幣制にもどしたとき、官司出納、民間交易はすべて中統鈔で計算することになった。

【s】『元史』卷93、食貨志、税糧、

江南三省天曆元年夏税鈔數、總計中統鈔一十四万九千二百七十三錠三十三貫。

天曆年元年の夏税を中統鈔で表示する。

【t】『元史』卷82、選舉、銓法、

凡入粟補官、天曆三年、河南・陝西等處民饑。省臣議、……其願折納価鈔者、並以中統鈔為則。江南三省每石四十兩、陝西省每石八十兩、河南并腹裏每石六十兩。

天曆3年(1330)入粟補官の規定である。粟でなく鈔で折納する場合は中統鈔を基準とする。

【u】『元史』卷97、食貨志、塩法、

至正三年、監察御史王思誠・侯思礼等建言、……窃計官塩二万引、每引脚価中統鈔七貫、總為鈔三千錠、而十五局官典俸給、以一歲計之、又五百七十六錠。

至正3年(1343)、塩法において脚価、官典俸給が中統鈔で計算される。

至正幣制時期 至正10年(1350)11月以後

中統新鈔(至正鈔)1貫=至元鈔2貫=中統旧鈔10貫=銭1貫

元の最末期、鈔価が急落したにもかかわらず、元朝は長く鈔を財政の機軸としてきたことから最後まで鈔にこだわり、鈔の安定をはかるため、至正10年幣制を改め銅銭とのリンクをは

かった。この幣制改革によって中統鈔と至元鈔の関係は変化した。旧来の中統鈔の背面に「至正印造元宝交鈔」の印を押したものは中統新鈔とも至正鈔ともいい、至元鈔より上位に置いた。ところがまだ印を押していない旧来の中統鈔があり、これは至元鈔と従来通りの関係であったから、中統新鈔と中統旧鈔の間には10倍の開きが生じた。あらたに発行された至正通宝なる銅銭は、至正鈔と等価と定められた。それゆえ中統新鈔（至正鈔）は、第2次至元幣制時期の仮想の対銅銭相場と比べ25倍、中統旧鈔は2.5倍に上昇、至元鈔は2/5に減少した。ただし至正14年に鈔と銭のリンクは切れた<sup>(22)</sup>。

中統鈔は、それまで流通量の如何にかかわらず、官民ともに貨幣計算の基準としてきた。至正幣制改革で中統鈔が2種類になると、どうなっただろうか。元朝の統治下にある腹裏とくに政治の中心である大都周辺では中統旧鈔による財務計算がされたとは考えられず、中統新鈔（至正鈔）で行われたはずである。至正鈔1貫と銅銭1貫を等価でリンクしたことから、それは明白である。これに対し地方政府は異なる通貨政策をとり、江浙行省では至正之宝という権鈔銭を媒介に中統旧鈔と銅銭をつなげたことから分るように中統旧鈔を基準とした<sup>(23)</sup>。元末の混乱期中央政府と地方政府の通貨政策は分裂した。

各地に蜂起した群雄が選んだ通貨は銅銭であって銀・鈔ではなかった。明朝を樹立する前の朱元璋は銅銭を機軸貨幣としながら元鈔が突然失効することのないようレートを決めた<sup>(24)</sup>。

【v】『元史』卷44、至正15年6月庚辰、

江浙省臣言、至正十五年税課等鈔、除詔書已免税糧等鈔、較之年例、海運糧并所支鈔不敷、乞減海運以甦民力。戸部定擬、本年税糧、除免之外、其寺觀并撥賜田糧、十月開倉、尽行拘収、其不敷糧、撥至元折中統鈔一百五十万錠、於産米処、糶一百五十万石、貯瀕河之倉、以聽撥運。従之。

至正15年（1355）和糶するのに中統鈔に折して150万錠を至元鈔で支出するという。元末、幣制が殆ど崩壊したころの江浙行省のことであるから、ここに見える中統鈔は中統旧鈔のことであろう。

以上をまとめると表3のようになる。太字は貨幣計算の基準となる鈔である。

元朝は中統元年、中統鈔を発行し統一的な幣制を導入すると、課程やすべての差発を中統鈔で運用することとしたが、現実には塩法や商税に見られるように銀で運営される部門もあった。しかし次第に銀から中統鈔に切り替わってゆく。塩法では至元2年から9年の間で変更され、商税額も少なくとも至元7年までは銀による歳額である。塩法と商税が同時に銀から中統鈔に切り替えられたとすると、両者の共通する年から想定して至元8年となるが他の文献で確認できない。

確認は難しいが、元朝が江南を支配下におく以前に、鈔による納税が次第に拡張され、鈔による財務計算に移行していたと思われる。確実なのは至元13年（1276）南宋を併合した時点で、江南を含む全国で財務運営の基準として中統鈔をおいたことである。

表3 各幣制下の各種貨幣の関係

	至正鈔	至大銀鈔	至元鈔	中統鈔	錢	金	銀
中統幣制 (1260.10-1287.3)				2貫	(2貫)		(1兩)
第1次至元幣制 (1287.3-1309.9)			2貫	10貫	(2貫)	(2/15兩)	(1兩)
至大幣制 (1309.9-1311.4)		1兩	5貫	25貫	1貫	(1錢)	(1兩)
第2次至元幣制 (1311.4-1350.11)			5貫	25貫	(1貫)	1錢	1兩
(この間1320-1323)				40貫			1兩
至正幣制 (1350.11~)	1貫 (腹裏)		2貫	10貫 (江南)	1貫		

\* 錢・金・銀の ( ) は、法的には流通手段として禁止されているが、前後の事情から想定される値。

至元24年(1287)、中統鈔を廃止し、至元鈔を発行したが(第1次至元幣制)、財務は中統鈔による運営をそのまま踏襲した。中統鈔は銀・錢に対して実質1/5に切り下げられたことによって、鈔で表示される財政規模は表面上5倍に膨張した。

至大2年(1309)から4年に到る至大幣制の期間は、財務は至元鈔で行った。至大銀鈔1兩=至元鈔5貫=錢1貫=金1錢=銀1兩であるから、至元鈔による貨幣計算は、錢を基準に計ると、至元幣制下での中統鈔と同じ位置になる。従って基準鈔の変更にもかかわらず、財政規模はその影響を受けない。すなわち第1次至元幣制下の中統鈔5貫=錢1貫、至大幣制下の至元鈔5貫=錢1貫である。銀を基準にとると、第1次至元幣制下の中統鈔10貫=銀1兩、至大幣制下の至元鈔5貫=銀1兩であるから、財政規模は表面上1/2に縮小する。

なお中統幣制・第1次至元幣制・至大幣制では、金銀の私買売はおおむね禁止され、財務に影響しなかった。金銀の私買売が公認されたのは、至元21年~24年と大徳8年~至大2年のわづかな期間のみである。至大幣制では至大銀鈔1兩は銀1兩・金1錢に準じると決めたが、金銀による買売を禁止したため、金銀は流通手段としての機能を発揮しなかった。

至大4年、至元幣制が復活すると、中統鈔の印造発行が再開され、財務は再び中統鈔で行うようになった。至元鈔5貫=中統鈔25貫=錢1貫=銀1兩の関係であるから財政は表面上5倍に拡大する。

至正幣制のもとでは、財務は原則的に中統鈔で計算運営する。ただし群雄が次々に政権を樹立した元末にあって、元朝勢力範囲内において統一的な財務運営はもはや維持できなかった。前述のように中央政府と地方政府の通貨政策も異なっていた。例えば大都を中心とする元朝中央では中統新鈔を機軸に財務を執行したのに対し、江浙行省では中統旧鈔を機軸にした。中央

政府においては中統新鈔1貫＝銅錢1貫であるから、錢を基準に比較すると第2次至元幣制下の中統鈔の25倍の価値がある。中統鈔で表示される鈔額は1/25に圧縮される。江浙行省が採用した中統旧鈔機軸の財務では、中統鈔は2.5倍の価値があるから貨幣計算は2/5に縮小する。腹裏と江南で異なることに注意すべきである。ただし当時の現実として、ごく部分的な貨幣計算や統計はあったかも知れないが、国家財政全体の統計は存在しなかっただろう。

以上を通して見ると、中統鈔発行以前はもちろんのこと、発行後10年あまりの期間、財務運営は実物で計算すべきものを除いて、銀で計算された。鈔で貨幣計算するようになったのは、おそらく至元8年頃と推定できるが、確実なのは至元13年南宋併合後である。そして中統鈔1種類のみが発行された中統幣制では中統鈔を、至元鈔が中統鈔の上位であった2回の至元幣制では中統鈔を、至大銀鈔が至元鈔の上位であった至大幣制では至元鈔を基準とし、中統鈔が新旧に分かれた至正幣制では、腹裏で中統新鈔（至正鈔）、江南で中統旧鈔を基準としたと推定できる。至大幣制は20箇月と短かったので、鈔発行以後、元朝を通してほぼ財務の計算は中統鈔で行われ続けたと言える。

そして錢や銀を基準にして計った中統鈔の価値は、第1次至元幣制では下落、至大幣制・第2次至元幣制では最低値、至正幣制時では財政上は上昇（ただし周知のとおり民間市場では下落し、元朝最末期には著しく下落）と変動する。元朝各時期の財政統計は、中統鈔のこの価値変動を修正して比較する必要がある。従って実質的な財政規模の数値は、中統幣制時期を基準にとると、史籍に伝わる数値すなわち中統鈔による鈔額を、第1次至元幣制時期は1/5に縮小、至大幣制時期・第2次至元幣制時期は1/2.5ないし1/5に縮小、至正幣制時期は等倍（腹裏）ないし1/10（江南）に縮小して得られる。錢と銀で変動の割合が異なるのは銀が錢に対して減価したからである（財政的には至大幣制以後）。

ところで、ここに例外がある。『元史』巻18、元貞元年七月己卯に、

詔申飭中外、……計贓以至元鈔為則。

とあり、『元史』巻102、刑法志、職制に、

諸職官及有出身人、因事受財枉法者、除名不叙。……以至元鈔為則。

元貞元年（1295）、「申勅」によって計贓を至元鈔基準にしたことに注目すると、それ以前から至元鈔で計贓することになっていたにもかかわらず、実際には中統鈔で計贓することがあったらしい事情が窺える。何故このような事態が起こるかといえば、中統幣制のもとでは鈔は1種類であるから、計贓を定めたとき鈔の種類を明記せず鈔額だけ記しておけばよかったのが、第1次至元幣制に移行したとき計贓の鈔額を至元鈔に読み替えるべきところ、中統鈔で運営する他の財務運営が計贓に影響して中統鈔のままであったからだと推定できる。このため計贓が至元幣制下では実質1/5に減額していたので、あらためて至元鈔を基準にすると明記することで、5倍に引き上げたのである。第1次至元幣制下で計贓を至元鈔で行うのは、いうまでもなく刑罰の重さを一定に保つ措置である。

『元史』刑法志は周知の如く至順2年(1331)に成立した『経世大典』の「憲典」に依拠したものである<sup>(25)</sup>。至順2年は第2次至元幣制時期であり、計贓は至元鈔で計算すると明記されている。第1次至元幣制のときより、鈔の減価がすすんでいるので、計贓額はかなり軽微になっている。

付言すると、本稿は各種の鈔の価値を計る上で、錢あるいは銀に換算しているが、鈔と錢・銀の関係はあくまで制度上の交換比である。民間市場における鈔価は、ある時期の幣制時期において傾向的に下落した。そのため次の幣制改革で上位の鈔を印造したのである。したがって制度上は幣制改革のとき段階的に鈔価が改訂され、鈔錢・鈔銀関係が変化した。民間市場で通用する鈔価の変動は制度上ほど段階的にならないことは言うまでもない。

## 第2章 歳入における鈔額の変遷

本章では、表1のように、元の財政収入の鈔部分が段階的に飛躍的に増大したことについて前章をふまえて検討する。すなわち元朝財政は、4度の幣制改革があつたにもかかわらず、至大年間の20箇月を除いて中統鈔による会計が原則であつた。それゆえ現在残されている財政統計の鈔額は殆どすべて中統鈔によるものと見做してよい。表1の鈔収入をみると、至元24年(1287)の至元鈔の発行、至大2年(1309)の至大銀鈔の発行と廃止(至大4年)を挟んで、急激に増大する。表3によって、「錢」を基準として比較すると、第1次至元幣制下の至元29年・元貞元年の約300万錠は1/5の60万錠、大徳2年の360万錠は72万錠、大徳11年の400万錠は80万錠、第2次至元幣制下の天曆年間の930~940万錠は1/25の37.6万~37.2万錠となり、中統幣制下の至元21年の93万錠が天曆までに、93万錠→60万錠→72万錠→80万錠→37万錠というように約40%に減少したことが分る。「銀」を基準にすると、至元29年・元貞元年の約300万錠は1/5の60万錠、大徳2年の360万錠は72万錠、大徳11年の400万錠は80万錠、第2次至元幣制下の天曆年間の930~940万錠は1/12.5の74.4~75.2万錠となり、至元21年から天曆まで、93万錠→60万錠→72万錠→80万錠→75万錠というように、第1次至元幣制以後60万錠—80万錠の間で安定する。以上のように鈔収入の変遷は、表1のように段階的に増大するのは異なり、実質的には波形を描きながらむしろ減少する。

鈔収入の最大の項目はよく知られているように塩課収入で、過半~8割にのぼり、とくに兩淮の塩課が大半を占めるという<sup>(26)</sup>。具体的には、天曆の一歳総辦額は256万4000餘引で、塩課鈔766万1000餘錠であるから(『元史』巻94、食貨志、塩法)、天曆2年の歳入鈔合計の82.4%にあたり<sup>(27)</sup>、また兩淮塩285万錠だけで天曆塩課収入の37%(表4)、歳入鈔数の30.7%を占める(表1)。鈔収入に関しては兩淮塩を行塩地分とする河南行省の比重が極めて大きい<sup>(28)</sup>。

さて塩課収入にもっとも影響を与えるのは、塩の販売額(引数)と単価(引価)である。元朝の塩政では販売の単位である1引をおおむね400斤と定め、1引あたりの価格を設定する。

表4 天曆塩課額 元史94

	引数	課鈔（錠）		
河間塩	400,000	▲1,200,000		15.68%
山東塩	310,000	▲930,000		12.15%
河東塩	▲131,800	395,395		5.17%
四川塩	28,910	86,730		1.13%
遼陽塩				
兩淮塩	950,075	2,850,225		37.25%
兩浙塩	500,000	▲1,500,000	延祐6以後	19.60%
福建塩	▲129,261	387,783	至順1	5.07%
広東塩	50,552	▲151,656	延祐5	1.98%
広海塩	50,165	▲150,495	延祐2	1.97%
計	2,550,763	7,652,284		100.00%
	2,564,000	7,661,000		

\*▲は計算値、引数×3錠＝課鈔額

\*合計欄の上欄は▲も含む合計、下欄は元史94の数値。両者がほぼ一致することから計算値は有効である。

表5 塩引価の変遷

雑種幣制	太宗庚寅	1230	銀10兩
中統幣制	中統2年	1260	銀7兩（中統鈔に換算して14貫）
	至元13年	1276	中統鈔9貫（銀で4.5兩）
	至元22年	1285	中統鈔20貫（銀で10兩）
第1次至元幣制	至元26年	1289	中統鈔50貫（銀で5兩）
	元貞2年	1296	中統鈔65貫（銀で6.5兩 広西を除く）
至大幣制	至大2年	1309	銀鈔4兩（中統鈔に換算して100貫 広西を除く）
第2次至元幣制	延祐2年	1315	中統鈔150貫（銀で6兩）
	延祐4年	1317	中統鈔150貫（銀で6兩）外江客旅190貫（7.6兩）
	泰定2年	1325	中統鈔125貫（銀で5兩）
	天曆2年	1329	中統鈔3錠（銀で6兩）

\*『元史』卷94食貨志。『元典章』卷22戸部、課程、塩課、塩袋每引四百斤。『元典章』卷22戸部、課程、塩課、塩価每引三定。『元史』卷33天曆二年正月癸酉。『国朝文類』卷40、塩法。

塩引価は地域的な差がある一方、全国的に一斉に変更されることもある。表5は全国に適用された引価の変遷をまとめたものである。

これを見ると、塩引価は至元13年南宋併合の年減額したが、太宗以来至元21年まで銀10両から中統鈔9貫（銀4.5両）まで一貫して減額する。至元22年に中統鈔20貫（銀10両）に増額したものの、24年の幣制改革によって、実質的に銀2貫に減額する。至元26年の中統鈔50貫（銀5両）つまり2.5倍の改訂は、その回復を目指したものであるが、まだ中統年間の水準に達しない。至大2年の幣制改革が実施されると銀鈔4両（中統鈔100貫）すなわち銀4両へと減額する。第2次至元幣制下では、改訂されなかった引価の中統鈔100貫はやはり銀4両に相当する。延祐2年に引き上げた中統鈔150貫は銀6両であり、中統2年の引価より低い。その後は天曆にこの額が確認でき、その後のことは判明しない。

要するに、1引あたりの塩価は中統鈔だけを見れば、中統2年から天曆2年にいたる70年間に14貫から150貫（3錠）へと10倍以上あがっているが、実質は延祐2年の増額まで一貫して減額傾向にあり、増額しても中統の水準に及ばなかった。そののち天曆以後1340年ごろまでの断片的な資料についてみても塩引価の値上げは見当たらない（『元史』巻97、食貨志、塩法）。元最末期の引価は判明しないが、元朝はかなり抑制のきいた塩価政策を維持したといえる。

次に引数については、地域別に定額があり史籍に散見するが、全国合計の引数を記したものは2例ある。1つは『元典章』巻9、吏部、場務官、塩場額辦引数の「周歳内外額辦計171万6670引」、もう1つは『元史』巻94、塩法にみえる天曆年間（1328～30）の「天下一歳総辦之数」で「塩、総256万4000餘引、塩課鈔、総766万1000餘錠」である。『元典章』の記録は年代を記さないが地方ごとの引数の内訳があり、至元29年（1292）から大徳4年（1300）までのものと推定できる<sup>(29)</sup>。このほか『元史』巻94、塩法の各地の塩の記載から、比較的年代の近い記録を収集して田山茂が総計を推算したものがある<sup>(30)</sup>。若干の推測が入っているが大勢を知るには支障がないと思われる。田山の史料整理は引数の総計までなので、塩課鈔額（中統鈔）を表3に基づいて銀換算した結果とあわせて表示する（表6）。

表6によると、表1の元朝歳入の推移と基本的に同じ経過をたどったようである。しかし詳細にみると、表1の至元29年の鈔収入約300万錠に対して、天曆は約900万餘錠と拡大は3倍以上であるが、表6では至元24年の塩課鈔182万錠に対して、天曆は769万錠で4倍以上に達する。銀換算でみると鈔収入は約30万錠から約36万錠へ1.2倍、塩課鈔は18万錠から約31万錠へ1.7倍の拡大である。至元から天曆まで財政収入に占める塩課鈔の比重は増大したと言える。表1の天曆までにおける、銭もしくは銀に換算して明瞭になる鈔収入の実質的な傾向的減少と、同時期における塩課収入の実質的増大は、年とともに塩課に対する財政的依存が大きくなったことを意味する。

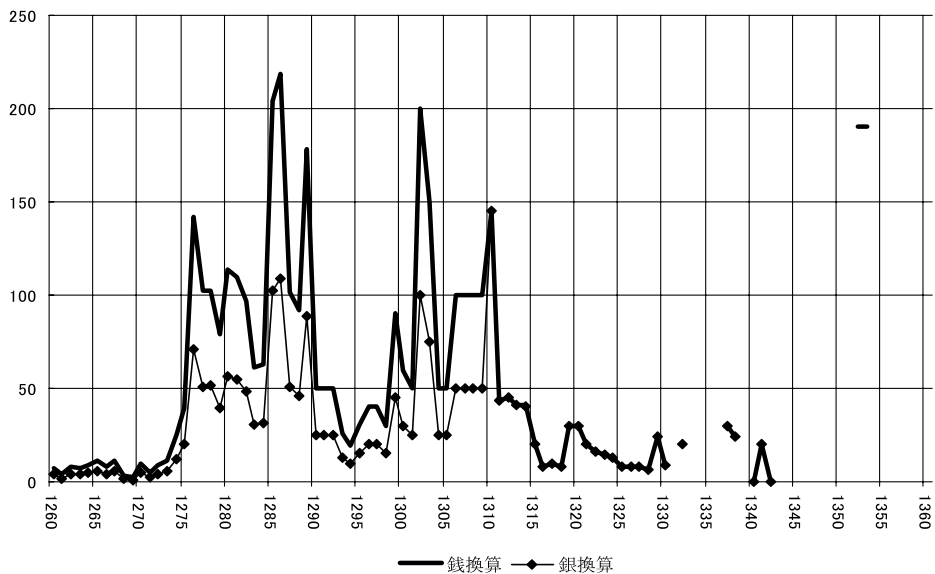
なお天曆以後の動向は明瞭でない面があるが、元統・後至元の塩課鈔が減少することに注目すると財政的依存は減少か維持の可能性が高いように思う。

表6 塩課鈔額の変遷

	引数	塩引価	塩課鈔（錠）	銀換算（錠）
至元14	1277	1,120,000	中統鈔9貫	201,600
至元24	1287	1,820,000	中統鈔50貫	1,820,000
至元29—大徳4	1292	1,716,670	中統鈔50貫	1,716,670
	1300		中統鈔65貫	2,231,671
大徳10	1306	1,915,000	中統鈔65貫	2,489,500
至大1	1308	2,500,000	中統鈔65貫	3,250,000
延祐2	1315	2,576,000	中統鈔150貫	7,728,000
天曆2	1329	2,564,000	中統鈔150貫	7,692,000
元統・至元	1333-46	2,358,900	中統鈔150貫	7,076,700

\* 『元典章』巻9、吏部、場務官、塩場額辦引数の「周歳内外額辦計171万6670引」は、この時期の塩引価が元貞2年（1296）まで中統鈔50貫（銀で5両）、それ以後大徳4年まで中統鈔65貫（銀で6.5両）であるから、中統鈔171万6670錠（銀17万1667錠）または223万1671錠（銀22万3167錠）である。

中統幣制		第1次至元幣制		至大幣制	第2次至元幣制	至正幣制
I期	II期	III期	IV期		V期	



グラフ 銭銀に換算した鈔印造額、単位（万錠）

\* 1311～1350年は銭と銀の折線が重なる。1350年以後は鈔銀比価が不明なので銭換算のみ。



次に鈔の印造発行の点から元朝財政を概観しよう。グラフは、『元史』巻93の歳印鈔数を表3に基づいて銅銭と銀に換算し表示したものである<sup>(31)</sup>。

グラフによると、銀もしくは銭で計った実質的な印造額は、至元13年(1276)から同27年(1290)までと、大徳3年(1299)から至大3年(1310)まで2つの大きな山をもつ対称形に近い波形をとること、その波形は銀換算の場合、銭換算の場合よりなだらかであること、それ以外の時期はかなり抑えられていること、史料が断片的ではあるが、1311年以後1350年ごろまで銭銀換算の印造額は相当に少なそうであることも分かる<sup>(32)</sup>。

鈔から見ると元朝財政は、中統元年から至元13年の江南併合まで(I期)、江南併合から至元31年(1294)まで1つめの山(II期)、元貞元年(1295)から至大4年(1311)まで2つめの山(III期)、皇慶元年(1312)から至正9年(1349)まで(IV期)、そして至正10年(1350)以後の5つの時期区分が可能であるようである。I期は中統幣制の前半で、後の時代と比べると非常に低い値で安定している。II期は中統幣制の後半と第1次至元幣制の前半である。幣制改革をはさんで印造額が急増したが、至元末にはまた急減した。III期は第1次至元幣制の後半と至大幣制の時期、再び印造額が増大し至大の幣制改革のとき銀換算でピークとなる。IV期は第2次至元幣制の時期で、印造額は急激に減少し低いレベルでおおよそ安定したようである。グラフではIV期の鈔銀関係を中統鈔25貫=銀1両として計算したが、1320~1323年のころ中統鈔40貫=銀1両にまで鈔価が下がったときがあり、その場合はIV期の銀換算値はもっと小さくなる。1340年代には鈔の在庫を見て印造を停止した年もある<sup>(33)</sup>。V期は諸勢力が次々に独立した元の最末期にあたる至正幣制時期で、財政はほとんど破綻しわずかな記録だけでも非常に多い印造額をしめす。グラフに書き入れなかったが至正16年(1356)軍事費確保のため600万錠を印造するという記録もある<sup>(34)</sup>。I期とIV期は財政が鈔にあまり依存しない時期、II期・III期は鈔に依存した時期であるといえる。

年によって実質的な印造額にかなりの変動があるけれども、南宋併合(1276)、日本(1274・1281)やヴェトナムへの遠征(1285・1287)と準備、運河の整備(1276・1289)、新皇帝(武宗・仁宗)即位(1307・1311)の賞賜などで支出が突出したときにあたる。そして新規発行の増大に不安をいだいたときには、次年度印造予定の分をあらかじめ印造することも行われた。その場合には、次年度の印造数とその分減少するので年次による印造額の差が大きくなる。

次にグラフの歳印鈔数を歳入鈔(表1)と比較してみよう。表1の鈔額(中統鈔)を銀に換算し、印造額も銀に換算する(表7)。

表7については2点に注目する。第1点は、鈔収入の額は至元21年の銀換算で46.5万錠がやや突出した額であるほかは、至元29年、元貞元年が30万錠、大徳2年から天暦2年まで36万錠~40万錠というかなり一定した範囲におさまる。先述したように鈔収入の主要な項目は塩課鈔であり、時代とともに増加傾向にあった。それゆえ鈔収入全体がかなり安定していたことは、逆に鈔収入を構成する塩課以外の項目が減少傾向にあったことを推定できる。

表7 鈔の歳入と印造の比較

		収入額（表1）	印造額（『元史』卷93歳印鈔数）
至元21	1284	93万錠（銀46.5万錠）	中統鈔63万錠（銀31.5万錠）
至元29	1292	298万錠（銀29.8万錠）	至元鈔50万錠（銀25万錠）
元貞1	1295	304万錠（銀30万錠）	至元鈔31万錠（銀15.5万錠）
大徳2	1298	360万錠（銀36万錠）	至元鈔30万錠（銀18万錠）
大徳11	1307	400万錠（銀40万錠）	至元鈔100万錠（銀50万錠）
天曆1	1328	941万錠（銀38万錠）	至元鈔31万錠・中統鈔305万錠（銀6.3万錠）
天曆2	1329	930万錠（銀37.2万錠）	至元鈔119万錠・中統鈔4万錠（銀24万錠）

第2に、大徳11年を除き、収入額つまり回収額が印造額を上回り、1.5倍から2倍である年が大部分であることである（至元29年のみ約120%）。鈔の耐用年数は数年とされるから、印造額がすべて市場に放出されるとして、数年間の印造総額が総流通額となり、印造額が一定であれば流通総額も一定となる。回収額が印造額の1.5～2倍という規模は、仮に耐用年数が6年とすると、流通総額の1/3～1/4が国庫に回収されることとなる。もちろん一旦回収された鈔は昏鈔を除いて再び市場に放出されることになるが、耐用年数の尽きた昏鈔の殆どは料鈔との倒換によって国庫に回収されたはずであるから、回収分から流通総額の1/6にあたる昏鈔を廃棄した残りが再び市場に出るわけである。要するに、以上のような理想的な条件・新旧の鈔の循環のもとでは印造額の数倍の規模で市場流通の鈔額は一定を保ちえたと思われる。しかし現実には銀換算で30万錠から50万錠の回収をはるかに越える大量の鈔が発行されたり、倒換の不正ほか様々な理由によって理想通りにいくわけではない。表7の鈔の歳入額の判明する年次をグラフとあわせて見ると、比較的鈔印造額の少ない年に集まっている。Ⅱ期・Ⅲ期の折れ線の山をなす多額の印造発行をみた年次は、当然回収が不十分で大量の鈔が市場に取り残され、鈔価下落の主要な要因になった。合計25年ほどの事態である。だがⅣ期あるいは第2次至元幣制の時期は、印造額が回収額と等しいか少ないのである。結局、1260年代から1340年代まで（Ⅰ期～Ⅳ期）の物価上昇は年平均約4%程度であり<sup>(35)</sup>、最末期を除く元一代を通じて鈔制度は比較的よく保たれたと評価できる。

## 結 語

監察御史許有壬は元朝財政を総括して次のようにいう。

中統・至元之初、南供大軍之需、北給防守之費、方且廩有餘粟、帑有餘財。江南既平、江淮之財用・庫藏之蓄積、暴露於外、未聞一毫無功之賞・一糸不当之費。至大以来、賞賜不費、造作不節、与夫其餘一切蠹財之事、不可枚舉、而經費始有不足之患矣。故累年以来、

毎以銀糧不敷為患、益求所以生財之道、至於囊括繭糸、不遺毫髮、亦復不足者何哉。特用之不節爾。(『至正集』卷77、公移、正始十事。『元人文集珍本叢刊』所取本)。

『元史』卷182、許有壬伝によると、「正始十事」は至治3年(1323)の上奏である。中統・至元初期は南方の軍需・北方の防辺があるにもかかわらず、財政に余裕があったこと、江南平定後は、江淮の財用やストックが溢れるほどあったが無駄な費用はなかったこと、至大以後、賞賜・造作のほか無駄な支出は枚挙に暇なく、経費不足がおこったことが述べられる。

ここでは中統から至治まで60年あまりの財政史が3期に区分される。江南併合以前は大きな軍事費にもかかわらず健全財政の時期(I期)、併合後は節約して健全財政を維持した時期(II期・III期)、至大以後は賞賜をはじめとする支出増大によって財政赤字の発生した時期(IV期)との評価である。

許有壬の総括は財政支出の面であり、鈔印造とは次元を異にする。しかし鈔印造は支出と往々にして相関関係にあるから、鈔印造額の時期区分と許有壬の総括がほぼ対応するのもうなづける。だが、財政の健全さという点から評価する許有壬の見解は、印造額の増減から見ると、反対のような印象をうける。II期・III期は巨大な支出を補うべく鈔印造を増大して財政を支え、IV期は鈔印造を抑制したために財政が逼迫した、あるいは実物財政に傾斜したという印象である。評価についてはしばらくおくとして、鈔印造額からする元朝財政の時期区分は当時の識者の認識と一致することから有効であると判断できる。

本稿は財政統計の基準となる鈔は中統鈔であることを確認することから出発し、公的なレートをもとに銭銀に換算した鈔の実質的な価値から、元朝財政を見直したものである。本稿では概観だけでおわったが、このような方法は鈔収入と関係する商税その他の側面にも大きな影響を及ぼす。

#### 〔注〕

- (1) 田山茂「元代財政史に関する覚書——収支の額を中心として——」(『東洋の政治経済』目黒書店、1949年)は収支にわたって多くの統計資料を収集している。ただし例えばある月の収入の記録があればそれを1年に換算する方法が取られている。史料の少なさは如何ともしたが、この方法は取るべきでない。
- (2) 『国朝文類』卷40、雑著、経世大典序録、市糴糧草、  
又在京飼馬之芻、惟用河間塩、令有司以五月預給京畿郡县之民、至秋成、各驗塩数以輸之、名曰塩折草。每塩二斤、折草一束、須重一十斤、計歳用草八百万束、折塩四万引、此国家市糴之大略也。
- (3) 宮澤「元代後半期の幣制とその崩壊」(『鷹陵史学』27、2001年)。船田善之「元代史料としての旧本『老乞大』——鈔と物価の記載を中心として——」(『東洋学報』83-1、2001年)。
- (4) 私はこの問題に関して、第1次至元幣制・第2次至元幣制の基準鈔は至元鈔であると考えた。この推論が誤りであったことは本稿の記述で理解されると思う。『宋代中国の国家と経済——財政・市場・貨幣——』(創文社、1998年)251頁、276頁、277頁。
- (5) 前田「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」初出1944年、「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」初出1947年、いずれも『元朝史の研究』(東京大学出版会、1973年)、所収。

- (6) 高橋弘臣『元朝貨幣政策成立過程の研究』（東洋書院、2000年）。
- (7) 宮澤前掲「元代後半期の幣制とその崩壊」。宮澤「権鈔錢に見る元代民間の通貨ルール」（『鷹陵史学』31、2005年）。
- (8) 高橋前掲『元朝貨幣政策成立過程の研究』。安部健夫「元時代の包銀制の考究」（初出1954年）、「元代通貨政策の発展」、いずれも『元代史の研究』（創文社、1972年）、所収。
- (9) 『元史』卷147、史楫伝、  
辛亥（1251）、朝廷始徵包銀。（史）楫請以銀与物折、仍減其元數。詔從之、著為令。各道以楮幣相貿易、不得出境。二三歲輒一易、鈔本日耗、商旅不通。楫請立銀鈔相權法、人以為便。或請運塩按籍計口、給民以食。楫争其不可、曰塩鉄從民貿易、何可若差稅例配之。議遂寢。
- (10) 高橋前掲『元朝貨幣政策成立過程の研究』147頁。
- (11) 『国朝文類』卷40、雜著、經世大典序録、鈔法、  
世祖皇帝中統元年七月、創造通行交鈔、以糸為本、以革諸路行用鈔法之弊也。行用鈔之法、文牘莫稽。交鈔則以銀五十兩易糸鈔一千兩。是年十月、又印造諸路通行中統元宝、每一貫同交鈔一兩、兩貫同白銀一兩、又以文綾織為中統銀貨、每一兩同白銀一兩、而銀貨未及行焉。
- (12) 丁福保『古錢大辭典』（上海医学書局、1938年）上編217葉、下編補遺515葉。彭信威『中国貨幣史 第3版』（上海人民出版社、1965年）、1988年重版で565頁。李幹『元代社会經濟史稿』（湖北人民出版社、1985年）391頁。中統元宝は、同時代史料に見えないけれども、一般には官鑄錢と認められている。
- (13) 『国朝文類』卷50、張起巖「濟南路大都督張公行狀」（張宏）に、  
又中統鈔法、諸路通行、唯（李）璫用漣州會子、所領中統鈔、顧於臣境貿易諸物、商人買塩、而鈔不見售。又山東塩課之額、歲以中統鈔計為三千五百定、近年互為欺誑、省為二千五百定、餘悉自盜、屬法制初新、宜復旧額、而欺盜仍前。  
とあり、中統年間山東の塩課は中統鈔表示であり、『元史』卷94食貨志とあわない。歳額は銀と中統鈔でほぼ同額であるというのは、どちらかが誤りの可能性が大きい。おそらく『国朝文類』の行狀が怪しい。
- (14) 『元史』卷94、食貨志、茶法、  
世祖至元五年、用運使白賡言、權成都茶、於京兆、鞏昌置局發売、私自採売者、其罪与私塩法同。
- (15) また『元史』卷7、至元7年5月丙辰、  
括天下戸。尚書省臣言、諸路課程、歲銀五万錠、恐疲民力、宜減十分之一。
- (16) 至元鈔発行の前、至元通宝が漢字と蒙古文の二書体で、わずかながら発行された。『元史』卷205、盧世榮伝、  
明年（至元22年）正月壬午、世祖御香殿、世榮奏、……自王文統誅後、鈔法虚弊、為今之計、莫若依漢唐故事、括銅鑄至元錢、及製綾券、与鈔參行、因以所織綾券上之。世祖曰、便益之事、当速行之。  
ただし盧世榮の銅錢はごく短期間の鑄造でおわったらしく、伝世・出土品は少ない。その後至元鈔発行の検討のさい、再び鑄錢のことが議論されたが実現しなかった。  
『元史』卷168、劉宣伝、  
（至元）二十三年十二月、中書伝旨、議更鈔用钱。（劉）宣献議曰、……欲鑄造銅錢、又当詳究。秦漢隋唐金宋利病、著在史索、不待縷陳。国朝廢錢已久、一旦行之、功費不貲、非為遠計。大抵利民權物、其要自不妄用始、若欲濟邱壑之用、非惟鑄造不敷、抑亦不久自弊矣。属桑哥謀立尚書省、以專国柄。錢議遂罷。
- (17) 内蒙古錢幣研究会・《中国錢幣》編輯部合編『中国古鈔図輯』（中国金融出版社、1992年）。
- (18) 『元典章』卷21、戸部、倉庫、把壇庫子、

大徳八年七月、江浙行省准中書省咨、戸部呈、諸路宝鈔都提挙司備光熙行用庫申、依奉上司文字、……湖広行省咨欽奉詔書内一款節該、金銀開禁、聽從民便買売、欽此。

- (19) 『元史』卷23、至大2年9月庚辰、  
改造至大銀鈔、頒行天下。至大銀鈔一兩、準至元鈔五貫・白銀一兩・赤金一錢。隨路立平準行用庫、買売金銀、倒換昏鈔。……私相買売及海舶興販金・銀・銅錢・綿糸・布帛下海者、並禁之。
- (20) 『元典章』卷22、戸部、課程、塩課、銀中塩引、  
皇慶元年二月二十四日、中書省奏過事内一件、節該、預買来年塩引、除辺遠中糧塩引外、依先例十分中取一分銀。在先一定銀折二十定鈔來。如今添五定、每一定銀做中統鈔二十五定呵怎生、奏呵、那般者麼道聖旨了。欽此。
- (21) 前田前掲「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」。
- (22) 宮澤前掲「元代後半期の幣制とその崩壊」72頁。
- (23) 宮澤前掲「権鈔錢に見る元代民間の通貨ルール」。
- (24) 宮澤前掲「元代後半期の幣制とその崩壊」。宮澤「明初の通貨政策」(『鷹陵史学』28、2002年)。
- (25) 安部健夫「大元通制解説——新刊本「通制条格」の紹介に代えて——」(初出1931年、前掲『元代史の研究』所収)。
- (26) 『元典章』卷22、戸部、課程、塩課、塩司人休買塩引に、  
大徳七年三月二十四日奏過下項事理。……天下毎年辦納の錢、塩課辦着多一半有。  
『元史』卷170、郝彬伝に、  
國家經費、塩利居十之八、而兩淮塩独当天下之半、法日以壞。  
とある。いずれも世祖末一成宗(至元末一元貞・大徳)ごろの状況である。
- (27) 天曆2年の鈔合計に対する割合を求めた理由は、『元史』食貨志、塩法の天曆歳辦数は一引あたり鈔3錠となっているからである。『国朝分類』卷40、経世大典序録、塩法によると、天曆己巳(2年)に150貫(3錠)となった。
- (28) 田山茂「元代の権塩法について」(『史学研究』9-2、1937年)93頁の図表Iは地域ごとに年代の近い塩引数を集めている。天曆2年と同様、兩淮塩の引数が極めて多い。
- (29) 『元史』卷94と97塩法の各地の引数と比較すると、兩淮は『元典章』65万2475引に対し、『元史』97は大徳4年ごろ65万75引、兩浙は『元典章』35万引に対し、『元史』94は至元26年から大徳4年まで35万引、福建は『元典章』7万引に対し、『元史』94は至元29年から大徳9年まで7万引、広海は『元典章』24000引に対し、『元史』94は至元13年から大徳9年まで24000引で一致する(あとの地方は記録が不全でない)。『元典章』の記録が何年のものかは、『元史』の4つの年代の共通する部分すなわち至元29年(1292)から大徳4年(1300)までのものと判明する。
- (30) 田山前掲「元代の権塩法について」。
- (31) 『元史』卷93は天曆元年までの記録。その他の記録は、『元史』卷33天曆2年12月丁未、卷36至順3年正月丙戌、卷39後至元4年正月癸亥、卷40至正元年2月是月、卷42至正12年正月丙午、卷43至正13年正月庚午。なお卷40後至元6年2月庚辰、卷40至正元年12月癸亥によると、至元6年と至正2年は印造を停止した。
- (32) 『元史』卷40、至正元年12月癸亥に、  
以在庫至元・中統鈔二百八十二万二千四百八十八錠可支二年、住造明年鈔本。  
とあり、至正2年(1342)の印造を停止する理由として至元・中統兩鈔が282万2488錠の在庫があり、2年間を支えられるという。このころの歳印鈔数は至元3年(1337)が至元鈔150万、4年が至元鈔120万錠、至正元年が至元鈔99万錠・中統鈔1万錠であるから、在庫はまさに2年分に相当する。残された史料とあわせ、1310年代から40年代の鈔印造額は多くとも至元鈔150万錠ほどで実質的にかなり少ない。

- (33) 前注(31)参照。
- (34) 『元史』卷44、至正15年12月己巳条に、  
以諸郡軍儲供餉繁浩、命戸部印造明年鈔本六百万錠給之。  
とあり、翌至正16年に600万錠を印造するという。
- (35) 宮澤前掲『宋代中国の国家と経済』512頁。

〔附記〕 本稿は2011年度特別研究費による研究成果の一部である。

（みやざわ ともゆき 歴史学科）

2011年11月14日受理